

報告第 2 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、調停の成立について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月10日に申し立てられた民事調停事件について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月25日

足立区長 近 藤 弥 生

民事調停事件に関する合意について

足立区は、令和 7 年 3 月 1 0 日に申し立てられた民事調停事件について、下記により合意する。

記

1 相手方（申立人）

足立区梅島在住者

2 事件の概要

申立人の亡母に係る足立区障がい者福祉手当条例に基づく障がい者福祉手当の返還金の支払方法について、申立人より申立てがあった。

調停委員による仲裁のもと、障がい者福祉手当の返還金の弁済に関し交渉をした結果、調停条項を締結し、調停に合意する。

3 調停の要旨

調停条項のとおり

以 上

調 停 条 項

- 1 申立人（以下「甲」という。）は、足立区（以下「乙」という。）
に対し、故 〃 の承継人として、障がい者福祉手当の返還金 6 3
万 6 0 0 0 円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、乙に対し、前項の金員を分割して、乙発行の納付書を用いて、
令和 7 年 9 月から令和 1 2 年 8 月まで毎月末日限り 1 万 0 6 0 0 円ず
つ支払う（6 0 回払い）。
- 3 乙は、甲に対し、障がい者福祉手当の受給者が施設に入所する際は
届出が必要である旨の案内が不十分であったこと、また、障がい者福
祉手当の返還に関する協議における説明が不十分であったことについ
て、遺憾の意を表する。
- 4 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、この調停条項に定め
るもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は各自の負担とする。

以 上